

プラスサポート生命保障

(リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団無配当定期保険(Ⅱ型)(生命保険)
(本人はグループ保険にご加入の方が選択でき、ご加入いただけます。)

**余命6か月以内と判断されるときの前払保障
退職後も続く死亡時・高度障害時の保障**

意向確認【ご加入前のご確認】 プラスサポート生命保障は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

1. 死亡・高度障害の場合、**死亡・高度障害保険金**をお支払いします。
2. 保険年齢**70歳まで**の保障が準備できます。
3. 加入した時の保険料率は、**70歳まで変わりません**。
4. 余命6か月以内と判断されるとき、**保険金の前払請求**ができます。(リビング・ニース特約)

※この制度には配当金および満期保険金はありません。 ※中途PRはありませんので加入の機会には年に1回のみです。



保障内容

【加入対象区分：本人・配偶者】

○死亡・高度障害のとき **死亡・高度障害保険金 300万円**

<リビング・ニース特約> 余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

保険料

<保険期間70歳満了、集団扱新半年払、保険金額300万円> 年齢・性別により保険料は異なります。

※この制度の保険料は新半年払です。下表の(月払換算保険料)は、新半年払保険料を月払に置き換えた場合の保険料です。月払では加入できません。配偶者の加入は18歳からとなります。

| 年齢 | 男性 | | 女性 | | 年齢 | 男性 | | 女性 | |
|-----|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|-----|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| | 新半年払保険料 ※(月払換算保険料) | 円 | 新半年払保険料 ※(月払換算保険料) | 円 | | 新半年払保険料 ※(月払換算保険料) | 円 | 新半年払保険料 ※(月払換算保険料) | 円 |
| 16歳 | 6,240 | (※ 1,040) | 4,070 | (※ 679) | 41歳 | 10,850 | (※ 1,809) | 6,420 | (※ 1,070) |
| 17 | 6,360 | (※ 1,060) | 4,130 | (※ 689) | 42 | 11,170 | (※ 1,862) | 6,570 | (※ 1,095) |
| 18 | 6,490 | (※ 1,082) | 4,200 | (※ 700) | 43 | 11,500 | (※ 1,917) | 6,730 | (※ 1,122) |
| 19 | 6,590 | (※ 1,099) | 4,270 | (※ 712) | 44 | 11,860 | (※ 1,977) | 6,890 | (※ 1,149) |
| 20 | 6,710 | (※ 1,119) | 4,320 | (※ 720) | 45 | 12,230 | (※ 2,039) | 7,040 | (※ 1,174) |
| 21 | 6,830 | (※ 1,139) | 4,390 | (※ 732) | 46 | 12,620 | (※ 2,104) | 7,210 | (※ 1,202) |
| 22 | 6,950 | (※ 1,159) | 4,460 | (※ 744) | 47 | 13,020 | (※ 2,170) | 7,400 | (※ 1,234) |
| 23 | 7,090 | (※ 1,182) | 4,530 | (※ 755) | 48 | 13,460 | (※ 2,244) | 7,580 | (※ 1,264) |
| 24 | 7,230 | (※ 1,205) | 4,610 | (※ 769) | 49 | 13,910 | (※ 2,319) | 7,770 | (※ 1,295) |
| 25 | 7,370 | (※ 1,229) | 4,680 | (※ 780) | 50 | 14,380 | (※ 2,397) | 7,940 | (※ 1,324) |
| 26 | 7,510 | (※ 1,252) | 4,770 | (※ 795) | 51 | 14,830 | (※ 2,472) | 8,120 | (※ 1,354) |
| 27 | 7,670 | (※ 1,279) | 4,850 | (※ 809) | 52 | 15,290 | (※ 2,549) | 8,290 | (※ 1,382) |
| 28 | 7,840 | (※ 1,307) | 4,940 | (※ 824) | 53 | 15,780 | (※ 2,630) | 8,460 | (※ 1,410) |
| 29 | 8,000 | (※ 1,334) | 5,030 | (※ 839) | 54 | 16,300 | (※ 2,717) | 8,630 | (※ 1,439) |
| 30 | 8,180 | (※ 1,364) | 5,130 | (※ 855) | 55 | 16,850 | (※ 2,809) | 8,830 | (※ 1,472) |
| 31 | 8,380 | (※ 1,397) | 5,220 | (※ 870) | 56 | 17,430 | (※ 2,905) | 9,020 | (※ 1,504) |
| 32 | 8,570 | (※ 1,429) | 5,320 | (※ 887) | 57 | 18,050 | (※ 3,009) | 9,230 | (※ 1,539) |
| 33 | 8,780 | (※ 1,464) | 5,430 | (※ 905) | 58 | 18,690 | (※ 3,115) | 9,450 | (※ 1,575) |
| 34 | 9,000 | (※ 1,500) | 5,550 | (※ 925) | 59 | 19,390 | (※ 3,232) | 9,680 | (※ 1,614) |
| 35 | 9,230 | (※ 1,539) | 5,650 | (※ 942) | 60 | 20,060 | (※ 3,344) | 9,890 | (※ 1,649) |
| 36 | 9,470 | (※ 1,579) | 5,780 | (※ 964) | 61 | 20,810 | (※ 3,469) | 10,130 | (※ 1,689) |
| 37 | 9,710 | (※ 1,619) | 5,900 | (※ 984) | 62 | 21,590 | (※ 3,599) | 10,370 | (※ 1,729) |
| 38 | 9,990 | (※ 1,665) | 6,020 | (※ 1,004) | 63 | 22,390 | (※ 3,732) | 10,630 | (※ 1,772) |
| 39 | 10,250 | (※ 1,709) | 6,160 | (※ 1,027) | 64 | 23,220 | (※ 3,870) | 10,890 | (※ 1,815) |
| 40 | 10,540 | (※ 1,757) | 6,280 | (※ 1,047) | 65 | 24,050 | (※ 4,009) | 11,180 | (※ 1,864) |

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2026年6月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで。

※この制度の保険料は年単位の契約当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。なお、割引前の保険料率は満期まで同一です。記載の保険料は総保険金額100億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なる場合は、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約当日より正規保険料を適用します。(既加入の方の保険料は上記に関わらず、ご加入時の年齢および保険料率により計算されますが、割引額の変更に伴い保険料が変更になる場合があります。)

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

このパンフレットに記載の事項については、契約当日である2026年6月1日の新規ご加入について適用されます。現在ご加入の部分についてはご加入時にお配りしている「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。ただし、このパンフレットの「お支払いできない場合について(解除・免責等)」に記載の、重大事由による解除の内容については現在ご加入の部分についても適用となります。

新半年払について

・2010年4月1日以降の新規ご加入については「新半年払」が適用となり、脱退した場合には、脱退して最初に到来する月単位の契約当日から保険料期間の末日までの期間に相当する保険料を払戻します。
・2010年3月31日以前の新規ご加入については「半年払」が適用となり、脱退した場合保険料の払戻しがありませんのでご注意ください。

プラスサポート生命保障のお取扱い

加入資格

本人はグループ保険に加入することが条件です。
配偶者は、本人がプラスサポート生命保障に加入していれば、プラスサポート生命保障のみで加入できます。ことも加入できません。

本人…グループ保険に加入している**会員(消防職員)**で、申込書記載の告知内容に該当し、2026年6月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方。
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2026年6月1日現在満18歳以上、満65歳6か月までの方。(配偶者のみの加入はできません)

【告知内容】

本人
【現在の就業状態】
申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者
【現在の健康状態】
申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示、指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
本人・配偶者共通
【過去12か月以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去12か月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

〈別表〉 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。 ※**会員(消防職員)及びその配偶者以外の方はご加入いただけませんので、ご注意ください。** ※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。 本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。 ※配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

保険期間

2026年6月1日からご加入者(被保険者)が保険年齢70歳になられた直後の契約当日の前日まで ※ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

保険料の払込み

6月と12月に控除します。(初回は6月から)(具体的な引去り方法は、各消防本部グループ保険ご担当者さままでお問い合わせください。)

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入押印のうえご提出ください。申込書はグループ保険と併用です。

自動更新の取扱い

ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず80歳まで自動的に更新されます。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

解約返戻金

この制度を保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金が支払われる場合があります。

ご注意

2026年5月末までにご退職予定の方は、新規でお申込みできません。

退職後70歳まで安心！！
2026年6月1日から2027年5月末までにご退職予定の方は、
今回が最後の加入チャンスです。

この制度は一般社団法人全国消防協会が生命保険会社と締結したリビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団無配当定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。

引受会社 **明治安田生命保障相互会社**

公法人業務部特定公法人業務推進部 特定公法人業務推進第一グループ

〒100-0005 住所 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル26階 TEL 03-3283-3355

MY-A-26-定期-000498